

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成 25 年度税制改正では、「成長と富の創出」の実現に向けた税制上の措置が講じられるとともに、「社会保障と税の一体改革」を着実に実施するため、所得税、資産税についても所要の措置が講じられます。

法人会では、「平成 25 年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、政府・政党・地方自治体に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、事業承継税制、交際費課税をはじめ、法人会の要望事項が広く改正に盛り込まれ、以下のとおり実現（または一部実現）する運びとなりました。

[法人課税]

1. 交際費課税

法人会提言 (交際費課税の見直し)	改 正 事 項
・ 損金不算入割合 10%の撤廃	中小法人の交際費課税の特例を拡充し、定額控除限度額を 600 万円から 800 万円に引き上げるとともに、10%の損金不算入措置が廃止されます。

2. 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大

法人会提言 (経済活性化と中小企業対策)	改 正 事 項
・ 企業が将来に向けて活力を維持し、雇用確保などの社会的責任を果たすことができるような環境整備が必要であり、特に地域経済を担う中小企業の活性化に資する税制措置はかかせない。	(1) 国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合にその生産等設備を構成する機械装置の取得価額の 30%の特別償却又は 3 %の税額控除ができる制度が創設されます。 (2) 環境関連投資促進税制について、その適用期限を 2 年延長するとともに、即時償却の対象資産にコージェネレーション設備が追加されます。 (3) 研究開発税制の総額型の控除上限額を法人税額の 20%から 30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究等が追加されます。

	(4) 労働分配（給与等支給）を一定以上増加させた場合、その増加額の 10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制が創設されます。 (5) 雇用促進税制を拡充し、税額控除額が増加雇用者数一人当たり 20 万円から 40 万円に上げられます。 (6) 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合に 30%の特別償却又は 7 %の税額控除ができる制度が創設されます。
--	--

[資産課税]

1. 贈与税

法人会提言 (贈与税)	改 正 事 項
・ 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき ・ 個人資産の世代間移転の促進 ・ 相続時精算課税制度の拡充	(1) 贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造が緩和されます。（「参考」参照） (2) 相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を 65 歳以上から 60 歳以上に引き下げ、受贈者に 20 歳以上である孫を加える拡充措置が講じられます。 (3) 子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに 1,500 万円まで（学校等以外の者に支払われる金銭については 500 万円を限度）を非課税とする措置が創設されます。

2. 事業承継税制

法人会提言 (事業承継税制の拡充)	改 正 事 項
・ 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実 ・ 親族外への事業承継に対する措置	(1) 経済産業大臣による事前確認制度が廃止されます。また、相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類のうち、一定のものについて提出を要しないこととなります。 (2) 雇用確保要件について、「8割以上を毎年維持」から、5年間における常時従業員数の「平均が8割以上」に緩和されます。 (3) 贈与時において贈与者が認定会社の「役員でないこと」とする要件について、贈与時において当該会社の「代表権を有していない」ことに改められます。また、役員である贈与者が、認定会社から給与の支給等を受けた場合でも、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。 (4) 一定の要件を満たす場合には、株券の発行をしなくても納税猶予制度の適用が認められることとなります。 (5) 納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式以外の財産の価額から控除されます。 (6) 納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合の利子税は、年2.1%（現行）から年0.9%に引き下げられます。 また、経済産業大臣の認定期間（5年間）の経過後に納税猶予税額を納付する場合については、当該期間中の利子税は

	免除されることとなります。 (7) 民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予額を再計算し、当該再計算後の納税猶予額について納税猶予を継続する特例が創設されます。 (8) 後継者は先代経営者の親族であることとする要件が撤廃されます。
--	---

[個人所得課税]

1. 金融税制

法人会提言 (金融所得一体課税)	改 正 事 項
・ 幅広い金融商品を対象にした金融一体課税の制度拡充	金融所得課税の一体化が拡充(公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等)されます。

[復興支援のための税制上の措置]

法人会提言 (震災復興)	改 正 事 項
・ 原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じる。	(1) 避難解除区域等における避難対象雇用者等を雇用する場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合の即時償却や税額控除ができる制度について、新たに避難解除区域等に進出する法人にも同様の措置が適用されます。 (2) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等が1年延長されます。

	(3) 高台移転を更に推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5,000 万円の特別控除が創設されます。 (4) 東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的にかさ上げし、600 万円（現行 360 万円）に引き上げられます。
--	--

【参考】贈与税の税率構造の見直しについて

<20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合>

現 行		改正後	
200 万円以下の金額	10%	200 万円以下の金額	10%
300 万円 "	15%	400 万円 "	15%
400 万円 "	20%	600 万円 "	20%
600 万円 "	30%	1,000 万円 "	30%
1,000 万円 "	40%	1,500 万円 "	40%
—		3,000 万円 "	45%
1,000 万円超の金額	50%	4,500 万円 "	50%
—		4,500 万円超の金額	55%

<上記以外の場合>

現 行		改正後	
200 万円以下の金額	10%	200 万円以下の金額	10%
300 万円 "	15%	300 万円 "	15%
400 万円 "	20%	400 万円 "	20%
600 万円 "	30%	600 万円 "	30%
1,000 万円 "	40%	1,000 万円 "	40%
—		1,500 万円 "	45%
1,000 万円超の金額	50%	3,000 万円 "	50%
—		3,000 万円超の金額	55%